

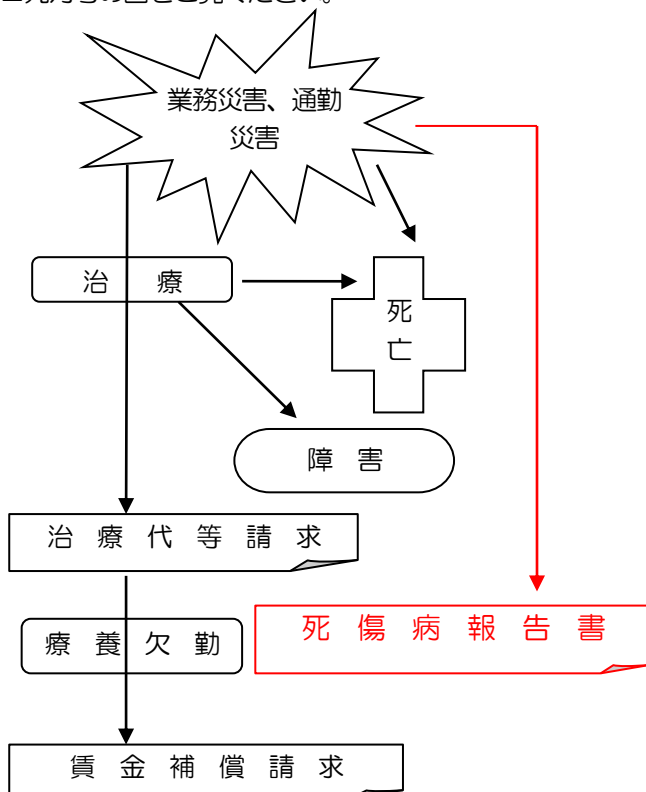
TOPIC

労災が起きたら ②

■先月号で、治療代とお給料の補償について、おおまかな流れを説明しましたので、今月はその他労災の請求を進めていく上での注意すべきことなどを説明したいと思います。

(1) 提出しないといけないもの

■先月号の図をご覧ください。



■「死傷病報告書」というものを図に追加しました。

■この死傷病報告書は、会社を4日以上休む場合、必ず出さないといけないものです。給付とは直接関係はありませんが、報告が義務となっています。

(2) その他の給付

- 労災の給付には、先月挙げた、
 - ・療養の給付（治療代等）
 - ・休業の給付（賃金の補償）
 - ・遺族給付
 - ・障害給付

のほかに以下のようなものがあります。

- ・傷害（補償）年金
- ・葬祭料
- ・介護給付

▼傷害（補償）年金というのは、ケガ等が治らないが、障害の等級に該当するくらいの症状になったようなときももらえます。

▼葬祭料は、字の通り、労災で死亡した場合、その方の葬儀を行う方がもらえます。

▼介護給付は、介護業者に介護をしてもらっている場合にももらえます。

（いずれも他の細かい要件があります。詳しくはお問い合わせください。）

(3) その他の注意点

1. 建設業において

■建設業の場合、元請、下請、二次下請、、、がある場合があります。

■こういった場合、労災の請求や報告書は元請が行うのでしょうか。それとも下請が行うのでしょうか。

■まず、給付の請求についてですが、これは「元請」の会社がその労働保険番号で請求するということになります。

■元請の従業員が被災した場合でも、下請に入っている会社の従業員が被災した場合でも、その現場を請けている会社で責任を持って請求をするということになります。

■死傷病報告書については、これは今度は被災した従業員が使用されている会社がその労働保険番号で提出しなければなりません。

元請の会社の従業員なら元請の会社で、下請の会社の従業員なら下請の会社で、二次下請なら二次下請の、、、で提出することになります。

2. 業種の違いについて

■会社によっては、一つの業種だけではなく、いくつもの業種を持っている場合があります。（例えば、建設業と建設資材販売業といったような）

■この場合、主な業種は一つで、他の業種は片手間で

やっている、ということならいいんですが、どれも頑張っている、ということになると労災保険上区別しないとはいけません。

■前々項の例の場合、建設資材販売業が主で販売ついでにちょっと頼まれて現場で組み立ても手を貸すときがある、ということならいいんですが、販売が主だが建設の方も営業をかけて日常業務としてやっている、ということになると、区別をしなければなりません。

■もし、建設の方もやっている会社が、資材販売業だけで労働保険を掛けていて、建設現場で従業員がけがをしてしまった、という場合、最悪**労災で補償した分会社に請求が来る**ことがあります。

■労災は様々なケースがありますので、心配であったり、詳しいことは、お問い合わせください。

大事な お知らせ

1. 基礎算定について

基礎算定につきましては、ほとんどのお客様について提出が終了いたしました。今回もご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、基礎算定の結果が反映されるのは、10月支払の給料等からです。

あらためて届出控と社会保険料一覧表をお送りしますので、宜しくお願い致します。

2. 健康保険被扶養者確認について

被扶養者調書についても、どうしても確認が取れないケースもあり若干未提出もありますが、ほぼ提出が終了しました。

ご協力ありがとうございました。

3. 健康保険・介護保険料率について

賞与の時季になりました。次の料率で保険料を引いてください。健康保険料率は長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。

(健康保険	4.955%
+ (介護保険	0.79%
健康保険	5.745%
厚生年金	8.737%

雇用保険 0.5% (建設0.6%)

控除については、**千円未満を切り捨て**た賞与総額に上記の率を掛けてください。

上限は、**健康保険が年度(4/1～翌年3/31)の累計額540万円、厚生年金は1回(同月2回以上支給の場合合算で)150万円**です。

ですから、**それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。**

なお、介護保険は**40～64歳**までです。

また、賞与を支給されたときは届出をしないとけませんので、ご連絡ください。宜しくお願い致します。

(あとがき)

毎日暑い日が続きます。特に今夏は暑いように感じます。

できれば、海かプールの中で仕事をしたいくらいです。暑いほうが好きな私もさすがに涼しくなります。

それでも、毎年のことですが、食欲は増す一方で焼肉とか揚げ物とか辛い物が食べたくて仕方ありません。

でも、忘れてはならないのが、夏が意外と短く、その短い夏の後には、うちの会社はもれなく健康診断があるということ。

同じ過ちを何度繰り返せばいいのか、と自己嫌悪に陥る毎年ですが、今年こそは自重せねば、と思う今日この頃です。

(キムラ)

たった1クリックするだけで、救われる命や自然環境があります。

自分たちのできる範囲で協力しませんか。

<http://dff.jp/>

携帯版はこちら → <http://www.dff.jp/m/>

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@nisawaka-kei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

